

平成27年度事業計画(案)

交通安全関係者の努力により、近年、交通事故は減少傾向にあるものの、本格的な高速交通時代を迎え、市内における通過交通量の増大や混合化が進むとともに、少子高齢社会の進展、市民生活や経済活動の24時間化等を背景に、本市の交通情勢は今後も厳しい状態が続くものと考えられる。

このため本協議会においては、関係機関・団体との連携を密にし、生涯にわたる交通安全教育の推進を最重点に、今まで以上に広報、啓発活動など各種の交通安全対策を積極的に推進し、交通事故のない、安全安心な生活都市の実現を目指すものとする。

1. 本年度重点目標

- (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進、特に高齢者と子どもの交通安全意識の高揚
- (2) 交通安全に関する民間団体の育成指導
- (3) 通学児童及び地域住民の安全の確保
- (4) 夕暮れ時や夜間における反射材の普及
- (5) 交通安全運動の推進
- (6) 自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上の推進、及び自転車等駐車対策
- (7) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

2. 本年度重点実施事項

- (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進、特に高齢者と子どもの交通安全意識の高揚

交通安全教育を生涯にわたるものとして位置づけ、自他の生命尊重を基本理念に、年齢及び特性に適した効果的な交通安全教育を次のとおり推進する。

ア 幼児の交通安全教育

- 保育園・幼稚園、警察、交通指導員、交通安全協会と連携し、歩行訓練を中心とした交通指導を実施するほか、腹話術、DVD等を利用した視聴覚教育を実施するなど、発育段階に適した交通安全教育を実施する。
- 正しく安全な歩行方法を習慣化するため、各こじかクラブは年1回を基準に自主的又は交通指導員による母と子の集団歩行訓練を実施する。
- 各クラブの指導者や母の会を対象とした研修会を開催し、指導能力と資質の向上を図る。

イ 小中学校の児童・生徒に対する交通安全教育

- 小中学校、PTA、警察、交通指導員、交通安全協会と連携し、小学校の新入学児童を対象に歩行訓練を中心とした交通指導を実施するほか、年間を通じて小中学校の児童生徒に自転車の乗り方指導、飛び出し事故防止のためのダミー人形実験、DVD等を利用した視聴覚教育を実施するなど、発育段階に適した交通安全教育を実施する。

ウ 交通安全モデル事業

- 松山市立姫山小学校、久枝幼稚園をモデル校(園)に指定し、地域の交通状況に即した指導と、児童が興味を持って交通安全意識を身につけることができるような交通安全活動を行う。

エ 高齢者の交通安全教育

○交通指導員が高齢者宅を訪問し、具体的な地域の交通状況の情報提供や、チラシや啓発用品を利用して、交通事故防止の活動を行う。

○地域に密着している公民館や高齢クラブ等で開催。

オ その他の交通安全教育

○地元要望による交通安全教室の開催促進。

○市内高等学校での交通安全教室の開催。

(2) 交通安全に関する民間団体の育成指導

近年の複雑、多様化した交通社会の中で、交通事故の抑止を図るためには、民間団体の自主的な活動に負うことが大きいことから、その育成に努めるとともに、これら団体が行う諸行事に対する援助、指導者の養成、資料の提供などにより、自主的な活動を促進する。

(3) 通学児童及び地域住民の安全の確保

通学児童及び地域住民の安全を確保するため、警察、交通指導員、交通安全協会と協同して街頭指導の強化を図る。

(4) 夕暮れ時や夜間における反射材の普及

薄暮時、夜間における歩行者及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、夜間反射材の有効性の周知と普及・利用促進を図る。

(5) 交通安全運動の推進

市民を交通禍から守るため、春・秋をはじめとする各種交通安全運動を中心に、本協議会構成の各種機関・団体との連携を深め、それぞれの組織の実情に応じた具体的かつ実効性のある交通安全活動の推進に努める。

ア 交通安全運動の推進

時機に適した交通安全教育、広報活動、街頭指導などを積極的に推進し、交通事故の抑止を図る。

重点目標

○高齢者と子どもの交通事故防止

○交差点の交通事故防止

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止（特に、反射材用品の利用促進）

○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

○自転車利用者の交通事故防止及びルール遵守、マナー向上の推進

○道路交通環境の点検・整備の推進

運動強調期間

① 自転車月間 5月 1日～5月31日（31日間）

② 春の全国交通安全運動 5月11日～5月20日（10日間）

③ 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日（10日間）

④ 夕暮れ時の早めのライト点灯・
前照灯のこまめな切り替えキャンペーン10月1日～12月31日（92日間）

⑤ 年末の交通安全県民運動 12月21日～12月31日（11日間）

イ 松山市交通指導員の活動

交通指導員は各種交通安全運動期間を中心に、

○交通安全教育の推進

○街頭指導の強化

○地域住民への広報活動の強化

○交通安全施設の点検整備

を重点として、その目的と時宜に適した交通安全活動を推進し、交通道徳の高揚を図り、事故の防止に努める。さらに、指導能力と資質の向上を図るため研修会を行う。

ウ 松山市交通安全母の会連絡協議会の活動

交通安全母の会連絡協議会会員は、各種交通安全運動期間を中心に、

○交通指導の推進

○交通安全教育の推進

を重点として、家庭、地域、所属組織（保育所や幼稚園）において正しい交通ルールを実践するとともに家庭の安全管理者として交通事故防止に努める。さらに、指導能力と資質の向上を図るため研修会を行う。

エ 広報活動

春・秋の全国交通安全運動の啓発活動としてパレードを実施、また、各交通安全期間中には、官民の建物や歩道橋等に広報幕の掲出、広報まつやまへの掲載、交通安全チラシの配布等、各種広報媒体を活用し、市民に各運動を周知し、交通安全思想の普及を図る。

オ 交通安全の日の推進

月別重点目標を中心に街頭指導を強化する。

カ 高齢者の交通安全の推進

平成 26 年中の高齢者の交通事故は、発生件数 769 件、死者数 12 人、負傷者数 415 人で、発生件数、死者数、負傷者数ともに前年より減少している。交通事故における全死者数のうち高齢者が占める割合は 57.1%であり、依然として高い割合を占めており、地域の高齢クラブや、その他関連する組織等と連携を密にしながら、可能な限り多くの機会をとらえて交通安全教室を実施する。

(6) 自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上の推進、及び自転車等駐車対策

自転車の悪質危険な運転が増加していることを受け、自転車の正しい利用を啓発する。平成 25 年 7 月に制定された「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に沿った諸施策を推進するとともに、松山城周辺の市街地が『自転車安全利用促進重点地区』として指定され、本年 7 月 1 日から自転車の安全利用をさらに推進する施策が開始されたことに伴い、ヘルメットの着用をはじめ自転車ルールの遵守、マナー向上の推進活動を積極的に行う。

また、自転車等駐車需要増加に伴う放置自転車対策として、自転車利用者に対し、放置自転車の危険性を伝え、自転車利用の社会的な責任の自覚と正しい駐車方法等について周知を図る。

○広報紙、ホームページ等の利用や街頭活動、イベント等への参加・啓発により自転車の正しい利用の呼びかけを行う。

○街頭活動とあわせて、チラシ等を配布するなど、各関係機関・団体等と連携を図りながら、住民への駐車意識の啓発を行う。

○自転車等の安全教室を通じ自転車の正しい乗り方や駐車意識の啓発を行う。

- (7) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの有効性と正しい装着の
広報・啓発活動を行う。

3. その他の目標

今後の交通安全対策を考えるに当たり、人命尊重の理念の下、安全かつ円滑・快適な交通社会の実現を目指し、歩行者、自転車利用者、幼児、高齢者、身体障害者等が安心して通行できるような道路交通環境の整備、生涯にわたる交通安全教育による交通安全思想の普及徹底、交通事故の被害を最小限に抑えるための被害者救済対策の推進等を図ることとする。